

岩倉市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定により交付する住民票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）又は戸籍の附票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し
- (2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものを含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）

- 2 この要綱において「第三者等」とは、本人等以外のもの（国又は地方公共団体の機関を除く。）若しくはその代理人又は本人等の代理人をいう。
- 3 この要綱において「本人等」とは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付する場合にあっては当該住民票に記録されている者又はその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し又は戸籍謄本等を交付する場合にあっては戸籍の附票若しくは戸籍に記録又は記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいう。

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、登録の申請の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により岩倉市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録又は記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により岩倉市が作成した戸籍に記録又は記載されて

いる者

- 2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としなない。

(登録の申請)

第4条 本人通知制度に係る登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市本人通知制度登録申請書（様式第1）により、市長に登録の申請をしなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請の際に、申請者が本人であることを証するため、市長が適当と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 前項の本人確認書類は、岩倉市住民基本台帳及び戸籍等の事務に関する本人確認事務等取扱要綱（平成20年5月1日施行）の規定を準用する。

- 4 申請者は、岩倉市に住所がない場合には、本人確認書類と併せて住民票の写しその他の住所を証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 5 代理人により登録の申請をしようとするときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、岩倉市に備える戸籍簿等により法定代理人であることを確認することができるときは、これを省略することができる。

- (2) その他の代理人 委任状

- 6 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請をすることができる。

- (1) 疾病、仕事その他やむを得ない理由等により直接申請をすることができないとき。

- (2) 他の市区町村に居住しているとき。

(登録の実施等)

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容

を審査し、審査結果を岩倉市本人通知制度登録・登録却下決定通知書（様式第2）により申請者あてに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により本人通知制度への登録を決定したときは、岩倉市本人通知制度登録者名簿（様式第3。以下「登録者名簿」という。）に、申請者の氏名、生年月日その他必要な事項を登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を交付する際に、登録者に係るものであることが容易に分かるようにするための必要な措置を講ずるものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第6条 登録者は、第4条第1項の申請書に記載した事項（申請者に係る部分に限る。）に変更があったときは、岩倉市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第4）により市長に届け出なければならない。

2 登録者は、登録の廃止を希望するときは、岩倉市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書により、市長に届け出なければならない。

3 第4条（第1項を除く。）の規定は、前2項の届出について準用する。
（住民票の写し等を交付した場合の本人通知）

第7条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、岩倉市住民票の写し等交付通知書（様式第5）により、当該登録者に通知するものとする。

（登録の廃止）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

(1) 登録者から第6条第2項の規定による登録の廃止の届出があったとき。

(2) 登録者が国内に住所を有しなくなったとき又は死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたとき。

(3) 登録者の居住地が判明しないことにより、当該登録者の住民票が住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権により消除されたとき。

(4) その他市長が登録を廃止する必要があると認めたとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。